

京都市告示第 368 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 27 日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂本山，上賀茂壱町口町，上賀茂津ノ国町，上賀茂神山，上賀茂高縄手町，上賀茂松本町，大宮薬師山東町，西賀茂蟹ヶ坂町，西賀茂上庄田町，西賀茂鎮守菴町，西賀茂大深町，大宮西山ノ前町，大宮南山ノ前町，衣笠開キ町，衣笠鏡石町，西賀茂北鎮守菴町及び西賀茂大栗町の各一部

左京区一乗寺出口町，山端大君町，上高野小野町，上高野古川町，松ヶ崎鞍馬田町，岩倉中在地町，岩倉忠在地町，岩倉西河原町，岩倉下在地町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉村松町，岩倉中町，岩倉南桑原町，岩倉北池田町及び静市市原町の各一部

山科区西野小柳町，西野山階町，音羽稲芝，栴辻池尻町，川田菱尾田，勧修寺縄手町，勧修寺御所内町，勧修寺閑林寺，西野山射庭ノ上町，勧修寺東金ヶ崎町及び勧修寺平田町の各一部

下京区西七条西久保町の一部

南区吉祥院西ノ庄東屋敷町，吉祥院長田町，吉祥院嶋高町，吉祥院嶋笠井町，上鳥羽大物町，上鳥羽大溝，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽中河原，上鳥羽山ノ本町，上鳥羽

川端町，上鳥羽塔ノ森東向町，久世上久世町及び久世殿城町の各一部

右京区太秦八反田町，太秦袴田町，太秦開日町，太秦安井西沢町，嵯峨野東田町，西京極町ノ坪町，西京極豆田町，梅津北浦町，嵯峨広沢北下馬野町，嵯峨広沢池下町，嵯峨新宮町，嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町，嵯峨鳥居本仏餉田町，嵯峨観空寺岡崎町，嵯峨観空寺明水町，嵯峨大覚寺門前登り町，嵯峨鳥居本北代町，嵯峨天龍寺若宮町，嵯峨甲塚町，山越東町及び梅ヶ畑奥殿町の各一部

西京区上桂前川町，上桂北ノ口町，桂久方町，桂河田町，桂上野東町，牛ヶ瀬山柿町，牛ヶ瀬新田泓町，松室北河原町，御陵内町及び大枝東長町の各一部

伏見区横大路下三栖東ノ口，竹田向代町川町，竹田西内畑町，竹田泓ノ川町，竹田西桶ノ井町，桃山町和泉，桃山町大島，桃山町伊庭，中島秋ノ山町，中島堀端町，横大路天王前，横大路鋤ノ本，横大路菅本，横大路畔ノ内，横大路畔ノ本，横大路一本木，横大路下三栖辻堂町，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖里ノ内町，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我東町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師志水町，羽束師古川町，羽束師鴨川町，深草坊町，深草瓦町，深草谷口町，深草大亀谷万帖敷町，深草大亀谷五郎太町，深草大亀谷岩山町，深草大亀谷東久宝寺町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町，醍醐西大路町，日野岡西町，日野西大道町，石田内里町及び石田森南町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)